

福島県からのお知らせ

令和4年産米放射性物質の全量全袋検査について

避難指示等のあった市町村のうち、10市町村(※)において生産された令和4年産米は、**すべての米**を対象とした放射性物質検査を行います。

出荷・販売される米だけではなく、**自家消費米・縁故米も含めて、すべての米袋**に検査用バーコードラベルを貼って、放射性物質の全量全袋検査を受けてください。皆様の御理解と御協力をよろしく願います。

※ 避難指示等のあった10市町村

田村市、南相馬市、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町(旧山木屋村)

	検査点数	基準値超過 100Bq/kg超
平成27年産米	10,498,720	0
平成28年産米	10,266,012	0
平成29年産米	9,976,698	0
平成30年産米	9,251,056	0
令和元年産米	9,492,612	0
令和2年産米	320,381	0
令和3年産米	306,817	0

過去7年の検査で基準値超過はありません

モニタリング

全量全袋検査

川内村、広野町は、令和4年産米からモニタリングへ移行します。

令和4年産米検査済ラベルは、**水色**です。



令和4年産米用の検査用バーコードラベル



令和4年産米用の検査済みラベル



「検査用バーコードラベル」は確実に貼ってください。

- ◆ 令和4年産米の検査で使用する検査用バーコードラベルは、別途、地域協議会等から配付されますので、検査を受けるまでにすべての米袋に貼り付けてください。
- ◆ もし、検査用バーコードラベルが届かない場合、必ずお住まいの市町村やJA等にお知らせください。
- ◆ なお、令和4年産米の検査には、旧年産米の検査で使用した検査用バーコードラベルは使用できません。
- ◆ 検査結果は、識別番号ごとに以下のURLにて公開いたします。

https://fukumegu.org/ok/contentsV2/kome_summary.html



検査結果(QRコード)

検査の対象は「すべての米」です。

- ◆ この検査は、「すべての米を検査する」ことで、消費者の信頼を得ることができます。
- ◆ 主食用米だけでなく、加工用米、飼料用米、備蓄用米、米粉用米、輸出用米も全量全袋検査の対象です。
- ◆ また、「自家消費米」、親戚などに配る「縁故米」、「くず米」なども検査の対象です。

基準値超過を出さないために自己チェックを行いましょう！

- ◆ 異物混入(土砂等)は、検査で放射性物質の濃度が高い値を示す要因となります！
- ◆ 特に「くず米」では、土や石等の異物が混入しないように丁寧に調製した上で、検査を受けるようにご注意ください。

【自己チェック点検項目】

(収穫時)

- 倒伏の見られる水田では、収穫時に土壌の混入がないように注意しましょう。

(調製時)

- 調製作業(籾摺りから袋つめまで)中は、作業場の清掃の徹底を図るなど、米袋内に、異物やゴミの混入が無いように注意しましょう。

(収穫後)

- 収穫後、稲わらをすき込みましたか？
- 稲わらをほ場外へ持ち出した場合は、堆肥の散布を行いましたか？
- 令和5年産米の生産に向けて、土壌中の交換性カリウム含量が不足する水田には塩化カリウムを施用しましたか？

避難指示等のあった10市町村以外の米について

- ◆ 避難指示等のあった12市町村以外の地域は、令和2年産米からモニタリング(抽出検査)に移行しています。また、12市町村のうち広野町、川内村は、令和4年産米からモニタリング(抽出検査)に移行します。
- ◆ モニタリングは旧市町村ごとに3点抽出検査を行い、基準値超過がなければ出荷・販売の自粛が解除される仕組みです。
- ◆ 米を生産した地域(旧市町村単位)によって全量全袋検査かモニタリングのどちらかを行うこととなります。避難指示等のあった地域とそれ以外の地域の両方で米を生産する農家の方は、それぞれで収穫した米の検査方法が異なります。全量全袋検査対象の米とそれ以外の米を分けて管理することが基本となります。

このお知らせについてご不明な点は、お住まいの市町村、県内の各農林事務所農業振興普及部・農業普及所、ふくしまの恵み安全対策協議会または県農林水産部水田畑作課へお問い合わせください。

福島県農林水産部水田畑作課 電話：024-521-7360・7369
ふくしまの恵み安全対策協議会 電話：024-573-0873